

平成28年度定期監査等報告書

埴町監査委員

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 7 項の規定に基づき監査を実施し、同条第 11 項の規定により、その結果に関する報告及び意見を次のとおり決定した。

平成 28 年 12 月 13 日

埴町監査委員 石川 昭彦

埴町監査委員 小峰 由久

平成 28 年度定期監査等報告

別紙 (P3) のとおり

財政援助団体等監査結果報告

別紙 (P14) のとおり

I 平成 28 年度定期監査等報告

第 1 監査の対象事項

平成 28 年度に執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びに各機関の事務の執行について、監査対象課等から提出された資料及び監査時点で確認すべき証拠書類をもとに監査を実施した。なお、必要と認めるときは、他の年度にかかるものも監査を実施した。

第 2 監査期間及び対象箇所

1 期間 平成 28 年 11 月 7 日から平成 28 年 11 月 28 日までのうち 8 日間

2 対象箇所

(1) 各組織規則に定める課等

- ・ 議会事務局
- ・ 総務課、町民課、健康福祉課、まち振興課、まち整備課、生活環境課、保育園、会計室
- ・ 学校教育課、生涯学習課、公民館、図書館、給食センター、笹原幼稚園
- ・ 選挙管理委員会
- ・ 農業委員会

(2) 工事等現場

- ・ 道路補修舗装工事（塩沢地内外）
- ・ 道路補修舗装工事（本町地内）
- ・ 飯土井橋整備工事
- ・ 常豊小学校イベントテラス防水工事

第 3 監査の方法

財務に関する事務及び各機関の事務の執行が適正かつ効率的になされているか、組織及び運営の合理化が図られているかを主眼とし、実施に当たっては、予算の適正な執行が確保されているか、財産の管理が的確になされているかに

ついて、「平成 28 年度監査計画書」に基づき監査した。監査は、原則として課単位で実施し、監査対象課等から提出された事務事業の執行状況等の資料及び関係書類について、照合、通査その他必要と認める手続によって実施した。また、監査対象課等の長から説明を受け、関係職員に対して質疑を行うとともに、必要に応じて現地に出向き監査を実施した。

監査した諸帳簿等

- (1) 収入及び支出の原因となる関係書類
- (2) 事務処理執行に要する諸帳簿
- (3) 法令等に定められた書類

第 4 監査の結果

1 平成 28 年度予算執行状況（平成 28 年 9 月末現在）

平成 28 年度上半期の一般会計及び特別会計歳入歳出予算並びに公営企業会計の執行状況は、別紙のとおりである。

(1) 一般会計の歳入状況

一般会計の歳入総額は、第 1 表 (1) のとおりである。なお、現年度分の町税及び主な使用料等収納状況は第 5 表 (1)、滞納繰越分の町税及び使用料等収納状況は第 5 表 (2) のとおりである。

(2) 一般会計の歳出状況

一般会計歳出状況は、第 1 表 (2) のとおりである。

(3) 特別会計の状況

特別会計の予算執行状況は、第 2 表のとおりである。なお、歳入の現年度分の収納状況は第 5 表 (1)、滞納繰越分の収納状況は第 5 表 (2) のとおりである。

(4) 公営企業会計の状況

上水道事業会計の予算執行状況は、第 3 表のとおりである。なお、水道使用料の滞納状況は第 5 表 (3) のとおりである。

(5) 繰越予算の状況

繰越明許費の執行状況は、第 4 表のとおりである。

(6) 公共事業施行状況

一般会計及び特別会計の公共事業の施行状況（補助事業、単独事業）は、第6表のとおりである。

(7) 入札執行状況

一般会計、特別会計及び公営企業会計の入札執行状況は、第7表のとおりである。

2 監査の結果及び意見

監査した結果、財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びに各機関の事務については、おおむね適正に執行されているものの、後述のとおり一部に改善又は検討を要する事項が認められた。これらについては、その内容を十分に検討し、速やかに必要な措置を講ずるなど、今後の適正な事務事業の執行に万全を期されたい。また、監査の過程において、事務手続上の軽微な誤謬等で、改善を要する事項が見受けられたが、担当課等の長に口頭指導したので省略する。

3 改善を要する事項

(1) 債権管理及び収入事務に関する事項

ア 下水道受益者分担金、下水道使用料、農業集落排水使用料、水道料において請求権に懸念のあるものや徴収困難と見受けられるものが散見された。

（生活環境課）

イ 公私債権の混同により税外収入延滞金の事務取扱が徹底されていない。

（生活環境課ほか）

(2) 財産管理に関する事項

ア 固定資産（財産、備品等）の現物確認が未了である。（総務課ほか）

イ 所有権移転等未登記町有財産の整理事務遅滞。（まち整備課）

(3) 工事に関する事項

ア 安易かつ不適切な変更契約

工種適用区分変更のみの理由により、内容の変更が伴わない請負金額の増額変更。(学校教育課)

(4) 事務管理、人事管理等に関する事項

ア 重要書類の分類、保存年限など、統一性のある文書管理態勢の未整備。(総務課ほか)

イ 任命権者(教育委員会)の承認を経ずに、学校長を兼務する幼稚園長へ給料的性格の報償費を重複支給。(学校教育課)

ウ 車両管理(使用記録簿作成、車両整備、洗車など)の不徹底。(総務課ほか)

4 検討を要する事項

(1) 行政財産と普通財産の区分認識不十分 (再)

取得や利用等の取扱いは、財産の種類によって異なるので区分の違いを認識し、それに応じた取り扱いが必要。また、使用に当たって行政財産は許可、普通財産は契約によって行うことを再認識されたい。

(2) 補助金等の行政効果、必要性及び必要額の検討不足 (再)

額の決定を含め慣行的に支出されている補助金が多い。補助金は、特定の事業、研究等を育成・助長するために町が公益上必要があると認め、対価なくして支出するものであるが、単に公益性があるからではなく、何を育成・助長するのか具体的目的をもって交付しなければならない。

(3) 補助金と委託料の区分認識不十分 (再)

補助金としての性格のものを委託料で、また、委託料とすべきものを補助金で支出している事例が散見される。委託料は、町がその権限に属する事務事業を他の機関や特定の者に委託して行わせる場合に、その対価として支払う経費であって、①町が行うべきものか、②対価を求めるかの点で補助金と異なる。

(4) 町立図書館運営業務の効率化

多額の費用に見合った効果的、効率的運営のために利用促進を図られたい。

(5) 電子システム導入の適正な検討

ア 本町の業務・規模から見た導入の必要性、費用対効果等電子システム導入の慎重性確保

イ 電子システムに関する統括的部署の機能発揮又は新設

(6) 臨時職員等雇用の適正化

臨時職員等は、緊急の場合、臨時の職に関する場合などに雇用できる制度であることを再認識すべきである。また、国の働き方改革においては「同一労働同一賃金」を基本に制度改正が進められていることも十分参酌すべきである。

5 要望事項

- ・ 各種納付金の口座振替推進の徹底(再)
- ・ 町総合計画に沿った数値目標管理の促進 (再)
- ・ 各種行政情報の公表制度の改善 (再)
- ・ 未利用財産及び低利用財産の有効活用 (再)
- ・ 役場庁舎内外の整理整頓及び清掃(再)

第1表

一般会計予算執行状況

(1) 歳入

平成28年9月末日現在 (単位：千円・%)

区 分	予算現額	調定額	収入済額	予算対調定 割合	予算対収入 割合	調定対収入 割合
町税	874,374	940,262	586,896	107.5	67.1	62.4
地方譲与税	61,429	14,284	14,284	23.3	23.3	100.0
利子割交付金	937	342	342	36.5	36.5	100.0
配当割交付金	2,380	885	885	37.2	37.2	100.0
株式等譲渡所得交付金	316	0	0	0.0	0.0	—
地方消費税交付金	166,060	89,204	89,204	53.7	53.7	100.0
自動車取得税交付金	10,650	3,017	3,017	28.3	28.3	100.0
地方特例交付金	2,166	2,166	2,166	100.0	100.0	100.0
地方交付税	2,444,883	1,890,083	1,890,083	77.3	77.3	100.0
交通安全対策特別交付金	894	414	414	46.3	46.3	100.0
分担金及び負担金	29,733	11,291	10,858	38.0	36.5	96.2
使用料及び手数料	73,233	61,783	34,029	84.4	46.5	55.1
国庫支出金	566,267	210,672	80,900	37.2	14.3	38.4
県支出金	1,833,271	622,491	121,983	34.0	6.7	19.6
財産収入	17,331	17,230	1,475	99.4	8.5	8.6
寄附金	13,000	3,938	3,938	30.3	30.3	100.0
繰入金	554,854	0	0	0.0	0.0	—
繰越金	395,919	395,919	395,919	100.0	100.0	100.0
諸収入	143,986	67,049	38,136	46.6	26.5	56.9
町債	525,100	78,200	0	14.9	0.0	0.0
歳入合計	7,716,783	4,409,230	3,274,529	57.1	42.4	74.3

※収入済額のうち226,950千円は特別会計不足分として運用

(2) 歳出

平成28年9月末日現在 (単位：千円・%)

区 分	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算対支出負担 行為額割合	支出負担行為額 対支出割合
議会費	75,126	37,791	36,617	50.3	96.9
総務費	1,073,854	493,684	360,795	46.0	73.1
民生費	1,206,641	431,678	336,649	35.8	78.0
衛生費	631,111	439,376	321,148	69.6	73.1
労働費	2,271	2,136	1,072	94.1	50.2
農林水産業費	2,305,010	672,629	302,036	29.2	44.9
商工費	108,187	69,215	51,840	64.0	74.9
土木費	703,539	371,748	153,148	52.8	41.2
消防費	238,074	125,899	99,872	52.9	79.3
教育費	758,373	418,661	304,781	55.2	72.8
災害復旧費	564	510	24	90.4	4.7
公債費	610,969	307,171	307,171	50.3	100.0
諸支出金	1	0	0	0.0	—
予備費	3,063	0	0	0.0	—
歳出合計	7,716,783	3,370,498	2,275,153	43.7	67.5

第2表

(1) 歳入

平成28年9月末日現在（単位：千円・％）

区 分	予算現額	調定額	収入済額	予算対 調定割合	予算対 収入割合	調定対 収入割合
国民健康保険	1,247,108	904,936	497,220	72.6	39.9	54.9
笹原財産区	80,877	80,943	80,943	100.1	100.1	100.0
農業集落排水処理事業	158,312	25,013	19,103	15.8	12.1	76.4
公共下水道	190,452	39,979	15,360	21.0	8.1	38.4
介護保険	1,009,263	744,705	465,237	73.8	46.1	62.5
後期高齢者医療	96,346	60,351	28,135	62.6	29.2	46.6
歳入合計	2,782,358	1,855,927	1,105,998	66.7	39.8	59.6

(2) 歳出

平成28年9月末日現在（単位：千円・％）

区 分	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算対支出 負担行為割合	支出負担行為額 対支出割合
国民健康保険	1,247,108	599,245	580,086	48.1	96.8
笹原財産区	80,877	80,540	80,540	99.6	100.0
農業集落排水処理事業	158,312	82,647	62,586	52.2	75.7
公共下水道	190,452	114,077	68,459	59.9	60.0
介護保険	1,009,263	373,483	360,909	37.0	96.6
後期高齢者医療	96,346	28,315	27,717	29.4	97.9
歳出合計	2,782,358	1,278,307	1,180,297	45.9	92.3

※収入済額が支出済額に不足する額は、一般会計運用金を充当している。

第3表

公 営 企 業 会 計 執 行 状 況

(上水道事業会計)

平成28年9月末日現在（単位：千円・％）

区 分	予算現額	調定額	収入済額	予算対 調定割合	予算対 収入割合	調定対 収入割合
水道事業収益	269,346	172,547	51,820	64.1	19.2	30.0
資本的収入	48,312	0	0	0.0	—	—
合 計	317,658	172,547	51,820	54.3	—	—

区 分	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算対負担 行為割合	支出負担行為額 対支出割合
水道事業費用	259,649	58,074	41,791	22.4	72.0
資本的支出	142,617	90,176	33,775	63.2	37.5
合 計	402,266	148,250	75,566	36.9	51.0

第4表

繰越予算執行状況

平成28年9月末日現在（単位：千円・％）

事業名	予算現額	支出負担行為額	支出済額	予算対支出 負担行為割合	支出負担行為 対支出割合
自治体情報セキュリティ強化対策事業	14,546	10,087	0	69.3	0.0
新地方公会計制度対応データ整備事業	10,438	10,438	10,438	100.0	100.0
長期総合計画改訂事業	3,186	2,946	0	92.5	—
低所得の高齢者向け給付金給付事業	38,381	34,784	34,784	90.6	100.0
ウッドスタート事業	692	0	0	0.0	—
こども園・多世代センター整備事業	1,500	763	763	50.9	100.0
地方創生加速化交付金事業	70,800	66,386	28,586	93.8	43.1
福島県農業等災害対策事業	2,218	2,218	2,218	100.0	100.0
林道開設事業	56,797	55,583	55,583	97.9	100.0
ふくしま森林再生事業	216,152	185,482	0	85.8	0.0
道路新設改良事業	61,274	50,448	50,448	82.3	100.0
橋梁維持事業	8,125	5,746	0	70.7	0.0
定住促進住宅建設事業	6,750	5,616	0	83.2	0.0
塙中学校柔剣道場整備事業	78,085	77,584	77,584	99.4	100.0
合計	568,944	508,081	260,403	89.3	51.3

第5表

町 税 等 の 収 納 状 況

(1) 現年度分の町税及び主な使用料等

平成28年9月末日現在 (単位：千円)

項 目	調定額	収入済額	収納率 (%)			備 考	
			当年度	前年度	前々年度		
町税	町民税 (個)	332,607	130,556	39.3	43.0	41.2	
	町民税 (法)	26,394	26,140	99.0	99.8	98.7	
	固定資産税	417,879	349,235	83.6	81.9	76.9	
	軽自動車税	29,481	27,634	93.7	94.5	94.5	
	町税合計	850,109	577,312	67.9	69.1	65.5	
一般 会 計	保育園入園負担金	4,333	4,178	96.4	97.5	91.4	
	I P告知システム加入申込金	33	33	100.0	—	—	
	I P告知システム使用料	4,528	3,355	74.1	0.2	76.3	
	地上デジタル再送信システム使用料	828	655	79.1	0.2	—	
	温泉使用料	516	258	50.0	41.7	50.0	
	住宅使用料	46,412	21,100	45.5	45.9	41.9	
	幼稚園使用料 (預かり保育)	2,217	2,124	95.8	69.0	65.7	
	給食費納付金	42,886	16,633	38.8	39.3	38.2	
特 別 会 計	国民健康保険税	221,678	92,313	41.6	40.3	34.2	
	介護保険料 (普)	9,766	4,393	45.0	48.6	45.7	
	後期高齢者医療保険料 (普)	16,457	6,088	37.0	41.9	34.0	
	農業集落排水使用料	21,512	18,411	85.6	84.9	94.5	
	公共下水道負担金	4,092	3,029	74.0	50.8	47.1	
	公共下水道使用料	18,328	11,708	63.9	64.9	61.5	

(2) 滞納繰越分の町税及び使用料等

平成28年9月末日現在 (単位：千円)

項 目		滞納繰越額	収入済額	不納欠損額	差引 滞納額	収納率 (%)		
						当年度	前年度	前々年度
一 般 会 計	町民税 (個)	26,521	3,969		22,552	15.0	13.1	9.3
	町民税 (法)	0	0		0	—	—	23.2
	固定資産税	60,658	5,375		55,283	8.9	8.5	5.5
	軽自動車税	2,974	239		2,735	8.0	12.5	7.7
	町税合計	90,153	9,584		80,569	10.6	9.8	6.7
	I P告知システム加入申込金	50	0		50	0.0	—	—
	I P告知システム使用料	620	139		481	22.4	60.4	32.6
	地上デジタル再送信システム使用料	71	41		30	57.7	56.0	0.0
	温泉使用料	269			269	0.0	0.0	0.0
	住宅使用料	675	502		173	74.4	100.0	100.0
給食費納付金	38	34		4	89.5	13.4	18.2	
特 別 会 計	国民健康保険税	110,842	14,818		96,024	13.4	15.3	12.1
	介護保険料	2,904	487		2,417	16.8	21.0	9.3
	後期高齢者医療保険料	312	91		221	29.0	26.9	15.4
	農業集落排水使用料	2,978	221		2,757	7.4	12.7	6.8
	公共下水道負担金	14,801	288		14,513	1.9	4.8	1.1
公共下水道使用料	2,589	167		2,422	6.5	13.9	4.4	

(3) 水道使用料滞納の状況

平成27年9月末日現在

区 分	当年度	前年度	増減	前年比
滞納者数(人)	29	32	△ 3	90.6%
滞納件数(件)	118	108	10	109.3%
滞納金額(円)	1,320,504	1,197,842	122,662	110.2%

※納期限が平成28年5月末以前の未収金を滞納とした。

第6表

公 共 事 業 施 行 状 況

平成28年9月末日現在（単位：千円、％）

項 目	予算現額	契約済額	支出済額	予算額対契約済額比		契約済額対支出済額比	
				本年度	前年度	本年度	前年度
一般会計	924,640	545,521	274,033	59.0	65.9	50.2	54.1
補助事業	402,706	323,868	183,650	80.4	49.5	56.7	51.3
単独事業	521,934	221,653	90,383	42.5	71.5	40.8	54.7
特別会計	7,500	734	248	9.8	18.7	33.8	72.0
補助事業	0	0	0	—	—	—	—
単独事業	7,500	734	248	9.8	18.7	33.8	72.0

第7表

入 札 執 行 状 況

平成28年9月末日現在

種 別	件 数	平均落札率		最低落札率	最高落札率
		加重平均	単純平均		
土木工事	19	94.9%	94.2%	72.4%	99.4%
建築工事	2	74.8%	75.2%	54.7%	95.6%
機械設備工事	2	94.2%	82.0%	67.2%	96.8%
備品購入	4	66.3%	71.8%	56.2%	85.5%
測量設計委託	8	94.1%	93.3%	90.2%	95.5%
その他	9	97.8%	97.0%	91.9%	100.0%
合計	44	95.1%	91.2%		

※平均落札率の加重平均は、落札額合計を予定価格合計で除したもの、単純平均は1件ごとの落札率を平均したもの。

Ⅱ 財政援助団体等監査結果報告

第1 監査の対象

平成27年度及び28年度に出資、財政援助を与えている団体及び公の施設の管理を行わせている指定管理者のうち次の団体を監査の対象とした。

- ・ 埴町社会福祉協議会
- ・ (株)埴町振興公社
- ・ 一般財団法人 天領の郷はなわ
- ・ 埴町観光協会

第2 監査の期間

平成28年11月7日から平成28年11月28日までのうち 2日間

第3 監査の方法

監査に当たっては、監査の実施に必要な資料の提出を求め、提出された事務事業の執行状況等の資料及び関係書類について、照合、通査その他必要と認める手続によって監査した。なお、これら事業を所管している課についても、当該事業にかかる事務の執行について監査した。

第4 監査の結果及び意見

1 監査の結果

監査の結果、各団体への出資、補助金等財政援助に係る事業及び公の施設の指定管理に係る管理事務は、それぞれの目的に沿っておおむね適正に執行され、所期の目的を達成していると認められたが、一部について、是正・改善を要するものがあった。なお、財政援助団体等が適切な運営を行うためには、町の関与が必要であることから次の通り所見を述べる。

まず、出資団体については、その設立目的に沿って経営の健全性を確保しつつ、業務が適正かつ効率的に運営され行政サービスが向上するよう、常に適切

な指導・監督が必要である。

次に、補助金等交付団体については、補助金等の目的に沿って事業が適正に遂行されるよう、適切な指導・監督に努めるとともに、慣行的支出とならないよう補助金の算定に当たっては対象事業を明確にし、目的に応じた額となるよう十分意を用いるべきである。なお、多額かつ継続的補助を受ける団体においては複式会計が原則であるが、単式会計であっても決算報告書に財産目録等の添付を義務付けるよう求める。

公の施設の管理については、指定管理団体との連携を密にするとともに、設置者として適切な指導・監督を行うべく、業務及び経理状況の定期的把握に努める必要がある。

第5 監査実施団体の状況

1 埴町社会福祉協議会（財政援助団体、指定管理者）

(1) 概要

ア 補助金の名称	埴町社会福祉事業助成費補助金
イ 補助金額	26,320,545円（平成27年度交付） 28,030,000円（平成28年度見込み）
ウ 施設の名称	埴町ディサービスセンター
エ 指定管理料	なし

(2) 所管課 健康福祉課

(3) 所見

関係証拠書類を調査したところ、補助金等に係る収支の会計経理など、出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、多額の会計処理を行っているにも関わらず、内部監査は決算監査のみであった。施設管理や補助金経理の正確性、安全性を確保するうえでも定期的監査を実施すべきである。

所管課においては、依然として補助対象経費の考え方が不明確であった。適切な補助金交付基準を設けられたい。また、ディサービス事業は、介護保

除料の改正により使用料収入が減少し、平成27年度決算では単年度赤字が発生したにもかかわらず、その認識に欠けておりの確な対応もなされていなかった。

2 株式会社 埴町振興公社（出資、指定管理者）

(1) 概要

ア 出資の額 55,000,000円（資本金 100,000,000円）

イ 施設の名称及び指定管理料

湯遊ランドはなわ なし

埴町多目的交流施設 なし

埴町地域資源活用総合交流促進施設 3,800,000円（平成27年度）

3,300,000円（平成28年度）

(2) 所管課 まち振興課

(3) 所見

関係証拠書類を調査したところ、施設運営にかかる会計経理など、出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、期中における予算対比（業績管理）がなされないため、年度中の業務状況の把握ができていない状況にある。

収支状況は、依然として赤字体質からの脱却が図れず今日に至っている。今期9月末時点での累積赤字は9,200万円に達し、このままでは債務超過に陥る可能性がある。町は、月次単位で業務及び収支状況を把握の上、適切な指導監督を行う責任がある。

3 一般財団法人 天領の郷はなわ（指定管理者、財政援助団体）

(1) 概要

ア 施設の名称 埴町農林水産物直売・食材供給施設

イ 指定管理料 5,000,000 円（平成27年度）

3,000,000 円（平成28年度）

ウ 補助金額 8,000,000 円(平成27年度)
18,000,000 円(平成28年度見込み)

(2) 所管課 まち振興課

(3) 所 見

関係証拠書類を調査したところ、収支の会計経理など出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。しかし、管理者としての計数把握がやや不足しており、また、収支状況がやや悪化傾向にあるため、設置者として常にその収支状況把握に努め、適切な指導監督を行うよう求める。

4 埴町観光協会（財政援助団体）

(1) 概 要

ア 補助金の名称 埴町観光協会補助金

イ 補助金額 8,000,000 円（平成 27 年度交付）
8,000,000 円（平成 28 年度見込み）

(2) 所管課 まち振興課

(3) 所 見

関係証拠書類を調査したところ、補助金等に係る収支の会計経理、出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、諸受託事業の会計が個別になされ全体の収支報告書に記載されていなかった。観光協会運営の全体を把握するうえでも収支報告書への記載が必要であり改善を求める。なお、会計状況の的確な把握のため、収支報告には現れない主な資産(預金残高、未収金等)、負債(未払金等)は決算書に付記すべきである。